

第1章

経済のグローバル化における 気候変動に関する国際制度の変容と貿易レジーム

高村 ゆかり

はじめに

これまで国際社会は、1992年の国連気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC——以下、気候変動枠組条約）とそのもとで1997年の締約国会議（Conference of the Parties: COP）で採択された京都議定書を基礎に、気候変動問題への国際的対処の制度枠組みを構築してきた。京都議定書発効後の2005年以降は、京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）の終了後、いかなる国際枠組みのもとで問題に対処すべきかが気候変動交渉の最も重要な議題となってきた。2009年12月のコペンハーゲン会議（COP15）では期待された国際合意はできなかったが、2010年12月のカンクン会議（COP16）でカンクン合意が合意され、南アフリカ・ダーバンで開催されたダーバン会議（COP17）でも一連の決定が採択され、ダーバン・プラットフォーム決定によって、2020年からすべての国が参加する新たな法的枠組みに移行する道筋がついた。同時に、2020年までは——京都議定書第二約束期間に削減目標を負う先進国についてはそのアプローチを踏襲しながらも——締約国会議決定という法的には拘束力のないルールに基づいて各国が対策を進めることになった。

気候変動問題は、エネルギーの生産・消費をはじめ、人間活動のあらゆる

場面にかかわり、貿易とも多面的に関連しているが、新興国の台頭という国際政治力学の変化とともに進行する経済のグローバル化という新たな文脈は、気候変動の国際制度と貿易レジームがそれぞれに、そして相互に影響を与えあっている。

本章では、まず、気候変動分野の国際制度とその交渉の現状を紹介し（第1節）、近年の国際制度とその交渉をめぐる文脈の変化のうち、新興国の台頭が気候変動の国際制度にいかなる影響を与えているのかを検討する（第2節）。また、新たな文脈のうち、経済のグローバル化が気候変動の国際制度・交渉にいかなる影響をもたらしているのかを検討する（第3節）。そして、新しい文脈において変容しつつある気候変動の国際制度・交渉と貿易レジームが相互にいかなる影響を及ぼしているかを考察する（第4節）。

第1節 気候変動に関する国際制度と交渉の到達点

1. 気候変動分野の国際制度：気候変動枠組条約と京都議定書

温暖化防止のための最初の条約である気候変動枠組条約は、米国を含む国際社会のほぼすべての国が加入する普遍的な条約である。第2条は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を究極的な目的と定める。各国の具体的な数値目標や削減スケジュールを定めてはいないが、COP やそれを支える事務局などの条約機関を設置し、最新の科学的知見を吟味し、必要な行動を決定することによって、気候変動防止のための国家間の合意水準を高めていく基礎を提供している（亀山・高村 2011）。

気候変動枠組条約はその第3条で、条約の目的を達成しおよび条約を実施するための措置をとるにあたっての指針となる原則を定めている。なかでも第3条1項は、「締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有

しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである」と定める。気候変動枠組条約策定交渉においては、途上国が気候変動問題に対する先進国の主要な責任（先進国主要責任）論を展開し、それを根拠に気候変動対策の先進国先導論を強く主張した（Bodansky 1993）。それに対して、先進国、とくに米国は、先進国の責任ではなく先進国が途上国より相対的に高い能力を有することを根拠としたが、先進国が気候変動対策を先導すべきとの原則そのものは先進国、途上国双方から支持を受けた。その結果、気候変動枠組条約第3条に定める条約の実施を指導する原則に反映され、この原則に基づいて、気候変動枠組条約では、附属書I国（先進国と市場経済移行国）にのみ気候変動防止の政策措置の実施を義務づけ、非附属書I国（途上国）との間で義務の内容に差異を設けることとなった。当時、人口で20%ほどを占める先進国が世界の70%以上の温室効果ガスを排出しており、それゆえ、先進国先導論は条約交渉において相当の説得力をもつものとして受け止められたのであった。

京都議定書も基本的に気候変動枠組条約の考え方に立つ。京都議定書交渉を始めることを決定し、その交渉の枠付けを行った1995年のCOP1のベルリン・マニフェスト決定は、気候変動枠組条約第3条が定める実施の指導原則と、条約の基本的構造を尊重し引き継ぎ、途上国については、新しい義務は課さないとした。そうした考え方に立ち、京都議定書は、約40カ国の附属書I国にのみ二酸化炭素など六つの温室効果ガスの絶対排出量に上限を設ける形で法的拘束力のある数値目標を課し、新興国を含む途上国は削減策をとることを国際的に義務づけられなかった。ただし、京都メカニズム⁽¹⁾の一つ、クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）を通じて、附属書I国が自ら、または附属書I国が認可した事業者が費用を負担して排出削減事業を行い、それにより途上国は排出を削減することとなった。

2. 2013年以降の国際制度をめぐる交渉の到達点

京都議定書発効後の最初の会合であった2005年のモントリオール会議（COP11）以降、京都議定書第一約束期間終了後（2013年以降）の国際枠組みをめぐる交渉が本格化した。京都議定書第3条9項に基づく附属書I国の2013年以降の削減目標に関する交渉と、2007年のバリ会議（COP13）で合意されたバリ行動計画に基づく、米国も批准する気候変動枠組条約のもとでの長期的協同行動に関する交渉という、二つのトラックで並行して交渉は進んできた。2013年以降の国際枠組みをめぐる交渉は、京都議定書交渉から離脱した米国と、めざましい経済発展に伴い排出量が急速に増えているにもかかわらず、国際的には削減義務のない中国やインドをはじめとする新興国がともに参加し、排出削減に向けた努力を約束する実効的な国際枠組みを構築することにあつた。しかしながら、当初合意がめざされていた2009年のコペンハーゲン会議でも、すべての主要排出国の削減義務が明記される法的拘束力のある文書の合意には至らなかった。

2011年のダーバン会議（COP17）で合意されたダーバン・プラットフォーム決定（UNFCCC/COP 2011a）は、「すべての締約国に適用される、気候変動枠組条約の下での議定書、別の法的文書又は法的効力を有する合意された成果を作成するプロセスを開始する」ことを決定し、2015年のCOP21に法的文書を採用し、2020年からその効力が発生し、実施されるよう、できるだけ早く、遅くとも2015年までにその作業を完了することを決定した⁽²⁾。この決定によって、2020年以降京都議定書に不参加の米国や中国、インドなどの新興国が国際的に削減を約束する法的枠組みに向かう道を開いた。

この決定に伴い、新たな枠組みが始動する2020年までの期間、EUをはじめとする一部の先進国は京都議定書の制度のもとで引き続き法的拘束力を有する削減義務を負うことになる。同時に、京都議定書第二約束期間に削減義務を負わない国も含め、すべての国はカンクン合意に基づきCOPが決定し

た一連の実施規則³⁾のもとで排出削減策を進めることとなる。2020年までの期間、仮に京都議定書のもとで数値目標は負わなくても、先進国は自ら定める数値目標について国際的に説明し、とられた政策、その進捗を報告し、国際的な審査と評価を受けることになる。途上国は、自主的に「その国に適切な排出削減策」(Nationally Appropriate Mitigation Actions: NAMA)をとることとなる。途上国がNAMAを実施するか、どのような対策を実施するかはその自主性に委ねられているが、自主的に提出されたNAMAについては、程度の多少はあれ国際的な報告と検証を受けることとなる。

このように2020年までの国際枠組みは、先進国と途上国という国の分類に基づく削減義務の差異化という構造はなお維持しつつも、「国際的に削減を約束する先進国と約束しない途上国」という形での義務の差異化から、自主性と柔軟性に基づいて途上国が排出削減を約束するという形での義務の差異化へと移行しつつある。また、2020年までの国際枠組みにおいて、先進国のなかでも、京都議定書第二約束期間に削減目標を負う先進国については京都議定書のアプローチを踏襲し、他方で第二約束期間に削減目標を負わない先進国は、COP決定という国際的には拘束力のない形で約束を掲げ、目標達成の方法、状況など2年に一度、国際的に報告し、国際的評価を受けることになる。京都議定書の制度とカンクン合意に基づくCOP決定に基づいた制度は、削減目標の法的性格やその検証・遵守管理の制度が異なっている。くわえて、カンクン合意のもとでは、各国の削減目標の水準はそれぞれの自主的な誓約によって決定される(表1)。その結果、先進国と途上国の間において義務の差異化は相対的なものになっている。他方で、2020年までの各国の削減目標がこうした形で決定されることにより、削減負担の国家間の均衡性が担保されず、気候変動対策コストが異なり、国際競争に影響を与えるおそれがある。そのため、積極的な気候変動対策をとろうとする国が国際競争への影響を懸念し、十分に気候変動対策をとっていない国に対して、気候変動対策を促す一方的な措置をとる可能性が拡大している。

表1 京都議定書第一約束期間とカンクン合意の制度の違い

	京都議定書第一約束期間 (2008～2012年)	カンクン合意に基づく国際枠組み (2020年まで)
削減目標の法的拘束性	削減目標に法的拘束力あり	削減目標の履行を政治的に約束
削減目標設定の方法	各国の数値目標の水準は、国家間の交渉で決定	各国の数値目標の水準は各国が自主的に設定。削減目標の内容について国際的に説明
目標達成手段(アカウンティング)のルール	京都メカニズム、森林等吸収源などのルールを国際的に明確に定める	目標達成に、市場メカニズムが(どれほど)利用できるかなどなお曖昧。今後の交渉による
報告・審査、遵守評価のアプローチ	毎年排出量を報告、審査を受ける。約束期間終了後、国が保有する排出枠の量と比べて目標の達成を評価する	毎年排出量を報告、審査を受ける。くわえて、2年に一度、目標達成に向けた施策、その効果などを報告し、国際的審査を受ける
不遵守に対する措置	遵守手続のもとで定められた、次期約束期間での未達分の達成などの措置を課される	不遵守に対する措置は今の時点では予定されていない。今後の交渉による

(出所) 筆者作成。

第2節 新興国の台頭と気候変動に関する国際制度の変容

1. 新興国の台頭と国際社会における政治力学の変化

このように、気候変動の国際制度は、気候変動枠組条約と京都議定書を中心とした現行の枠組みからそのパラダイムを大きく変容しつつある。ヤングはその著書において、環境資源レジームの変化を実証的に分析し、環境資源レジームの変容(transformation)を規定する要因を内生的要因と外生的要因の二つに区別して論じているが(Young 2010, 13-16)、現在の気候変動の国際枠組みの変容は、ヤングがいうところの外生的要因によるところが大きい。

国際枠組みの近年の変容に影響を与えるのは、中国をはじめとする新興国という新たなアクターの急速な経済発展とそれに伴う政治的台頭である。たとえば中国は、1990年から2004年の間に年平均10%の経済成長率を記録し、

2010年には中国の国内総生産（Gross Domestic Product: GDP）は日本を抜き、米国に次ぐ世界第二の規模をもつようになった。こうした急速な経済発展は、貿易と投資のグローバルな自由化を背景に、先進国への相対的に安価な財の輸出拡大に依存したものである。新興国は、財の世界的な生産供給拠点となるとともに、エネルギーと資源の消費地となり、それにより環境負荷を生み出す源ともなった。中国の二酸化炭素排出量は1990年代に緩やかに増加し、2000年以降急速に増加した。2006年には米国の二酸化炭素排出量を超え、世界最大の排出国となった⁽⁴⁾。

こうした新興国の経済発展は、同時にその政治的台頭をもたらすことになった。金融分野ではすでに、政策決定に決定的な影響力を有するアクターとして米国と中国が「G2」と呼ばれるが（Garrett 2010, 29）、気候変動の分野においても、2009年末のコペンハーゲン会議（COP15）での交渉は、米国と並んで中国が圧倒的な決定力をもっていることを明確に示すものであった（高村 2010b, 46-50）。それゆえ最近では気候変動分野においても米国と中国を「G2」と呼ぶ研究者も少なくない⁽⁵⁾。

他方で、新興国の台頭は途上国間の発展の格差を拡大し、国際枠組み交渉において途上国間の主張の相違を生み出している。新興国は途上国グループの一員という立場を維持しつつ、国際合意が自らの発展を制約しないことを最大の命題において交渉に臨んでいる。しかしながら、気候変動の影響に最も脆弱な後発開発途上国や島嶼途上国は、新興国の排出増に照らして、新興国に対して削減努力を強化することを強く求めるようになってきている。2009年6月に島嶼国ツバルから出された議定書案は、先進国は京都議定書のもとで引き続き削減目標を約束し、京都議定書を批准していない先進国（＝米国）と途上国はこの新たな議定書のもとで削減目標や削減行動を実施することを約束するというものである（UNFCCC 2009）。従来であれば、グループとして一つの意見をまとめることで先進国グループに対する発言力を高めて交渉に臨んでいた途上国グループが、途上国間の立場の違いが大きくなり、一つに意見をまとめて交渉に臨むことができなくなっている。このことは、交渉

において合意に実質的に関与する国家（アクター）の数を増やすことになり、国家間の合意形成をこれまで以上に難しくしている。主要排出国は同意しながら、数カ国の途上国が強力に異議を唱えることで、正式に締約国会議が決定できず「留意」するにとどまったコペンハーゲン合意をめぐる経過は、新興国の台頭を背景にしたこうした国際政治の構造変化を反映したものといえる。

2. 排出削減負担配分の論理の再検討

こうした国際政治力学の変化は、現行の枠組みのもとでの排出削減負担配分の論理の見直しを迫る動きにもつながっている。これまでの気候変動に対処する二つの国際条約——気候変動枠組条約と京都議定書——は、原則として、温室効果ガスの排出源に管轄権を有する国家がその排出の削減に責任を負うという考え方に基づいている。これは、国家主権に基づいて、国家はその領域内で行われるあらゆる活動に対して規制とその執行の権限を有するという従来の国際法の原則にかなうものである。そのうえで、条約の実施を指導する原則の一つとして、気候変動枠組条約第3条1項が定める前述の気候系の保護に対する先進国先導の原則を定め、これが「先進国と途上国の間の責任の差異化」の根拠となった。

新興国の台頭を背景に、先進国は、気候変動枠組条約第3条1項の定める、気候系保護のための責任配分の原則として長い間援用されてきた「共通だが差異ある責任」（common but differentiated responsibility: CBDR）という原則の存在は認めつつも、「先進国と途上国の間の責任の差異」を強調してきた従来のCBDRの援用から、まずは、責任の共通性を確認したうえで、各国の問題への寄与度と問題対処能力に応じて責任を配分すべきであると主張する。こうした主張は、先進国並みに急速に排出を増加させ、経済力をつけてきた新興国にも応分の削減負担を求める意図をもっている。それに対して、新興国からは、「歴史的排出量」に依拠した責任配分（ブラジル提案）など、先進

国と新興国の差異を強調し、正当化する提案がなされている（久保田 2005, 195-199）。中国は、ここ数年の排出増で、国の歴史的排出量でも米国に次ぐ世界2位の排出国になったことから、2009年頃からは「一人当たり累積排出量」に基づく責任配分を主張する。

COP17で採択されたダーバン・プラットフォーム決定は、これまでの主要な決定で言及されていたCBDRや衡平といった概念・原則については言及していない。これをもって「先進国（附属書I国）と途上国（非附属書I国）のファイアウォール（firewall）が崩れた」とも評価されている（Sterk et al. 2011, 30）。新たな文書がどの国にいかなる義務を課すものかは、今後の交渉に委ねられているが、確かにこの点は従来の決定文書にはみられなかったダーバン・プラットフォーム決定の特質である。

第3節 経済のグローバル化と気候変動に関する国際制度の変容

貿易と投資の自由化の進展のなかで、国際競争におかれ、フリーライダーのおそれがあればなおさら、炭素制約が国によって異なる場合、事業者はより環境規制の緩い国に移転する可能性がある。そのことによって、ある国が対策を強化してもその規制対象地域外での排出が規制による減少分を超えて増加し、結果として世界全体の排出量が増大する「カーボン・リーケージ」⁶⁾が生じるおそれがある。経済のグローバル化の進展と、国際的には主権国家のみが対策を実施する権限を有することの矛盾が表れている。

これまでの国際枠組みが採用してきた、発生源（排出源）に管轄権を有することを基礎に国家に排出削減の負担を配分するという論理は、グローバル化する経済のなかで、さらに別の角度から問い直しを受けている。新興国は資源投入・輸出依存型であり、先進国向けの財の生産、供給源となることで経済発展を遂げてきた。たとえば、中国の経済発展の一要因は、その経済の

輸出依存構造にある（経済産業省 2009, 49-50）とされる。中国の輸出額は、世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）への加盟後の2002年から2007年まで毎年20%を上回る伸びを示しており（経済産業省 2009, 49-50）、貿易の自由化がその経済発展を支える一要因となっている。他方で、近年の研究は、こうした発展の構造により新興国の排出量の相当部分を、新興国で生産されるが先進国で消費される財の生産に由来する排出量が占めることを示している。たとえば、Peters and Hertwich（2008, 1401-1407）の研究では、2001年時点で中国の二酸化炭素排出量の24.4%は国外に輸出される財の生産から生じる排出量で、中国が他国から財を輸入することで他国において排出される排出量6.6%を差し引いても、17.8%分は他国で消費される財に由来する排出量を中国の排出量として勘定していることになる。下田ほか（2010, 40-57）の研究でも2000年時点の、中国の二酸化炭素排出量の約23.4%が海外需要によるものとされ、他方で、財の消費地点で排出量を勘定すれば、二酸化炭素発生地点で排出量を勘定するよりも日本は15.7%、米国は7.3%上乗せされるとされる。渡邊ほかの論文では、中国、東南アジア諸国について、こうした生産から生じる経済的利益の多くが米国をはじめ先進国に流出しており、これら生産拠点に帰着するものが少ないことを示している（渡邊ほか 2010, 21-39）。

こうした「内包炭素」（embodied carbon/embedded carbon）に関する研究は気候変動問題に対していくつかの含意を有する。まず、財のサプライチェーンが多国籍化し、資本が国境を超えて活動を行うグローバル化した経済のもとで、いかなる排出量削減の責任の論理でその責任の配分、帰属を決定するかという問題を投げかける。これまでのところ、財の消費地点でその財の生産から排出される温室効果ガスを勘定するという提案は、その排出量試算の技術的困難さ（Kejun, Cosbey and Murphy 2008, 1-4）、排出量の帰属確定の難しさから公式の交渉での提案とはなっていない。しかし、途上国の排出量の相当部分が先進国での消費に由来する排出量であるという現実だけをみても、地理的に排出が生じる国に専ら排出削減の責任がある（＝排出削減の費用を負担させる）という論理だけでは、衡平な削減負担配分の根拠とはなり得ず、

先進国の排出量を「肩代わり」している途上国の合意を得ることは難しいだろう。実際、中国などからは消費者（国）がその消費する財の生産に伴う排出量に責任をもつべきとの主張も聞かれる⁷⁾。こうしたグローバル化した経済のなかで、いかなる国際的排出削減方策によって実効的な排出削減を可能にするのが課題となる。排出源をいかに実効的に規制・管理できるかという観点から、排出削減の責任主体としての主権国家の役割は依然として重要であるが、他方で、国家の発展度合いに応じてではなく、民間の排出者に国を超えて共通する削減義務を課し、国家は民間の排出者による義務の履行を確保するというアプローチがよりグローバル化した経済の実態に合致しているともいえる。

こうした「内包炭素」のもつもう一つの含意は、先進国の財に対する政策・措置が途上国の排出量に影響を与える可能性があることである。先進国に対する財の安価な供給拠点たることが途上国の経済発展を支えるがゆえに、途上国政府には排出抑制のインセンティブは働きにくい。他方で、輸入財にも適用される規制を導入するとか、多くの排出を伴う輸入財を消費者が選択しないようにするなど、消費側での規制や対応を導入することによって、間接的にはあるが当該輸入財を生産する国の排出量を抑制し得る可能性がある。ただし、こうした輸入財に対する規制の導入は、規制の設計の仕方によっては、自由貿易レジームとの緊張関係が生じる可能性がある。

第4節 新たな文脈における気候変動に関する国際制度と貿易レジーム

1. 「規制の普及」・「政策の普及」の戦略

前述のように、2020年までの国際枠組みは、途上国に対して自主的な削減行動を求めつつも、その自主性に多くを委ねており、先進国間でもその削減

目標の法的性質や水準が自主的誓約に委ねられ、削減努力の強度や速度に格差が生じている。このように野心的な環境規制を国家間で合意するのが困難な状況において、環境規制の水準を高めていくために、国際的に統一の規制を定立する代わりに、主導する国が厳しい環境規制を導入し、その規制や政策を第三国に普及させる「政策の普及」(policy diffusion)、「規制の普及」(regulatory diffusion)の手法・戦略が近年とられている。主導国が導入した厳しい規制を遵守しなければ、当該国の市場にアクセスできないとすることで、事実上、第三国の事業者の生産方法や産品に厳しい規制を遵守させるものである。もともと米国のカリフォルニア州が高い環境規制を導入したが、それがほかの州への生産拠点の移転を生じさせず、むしろ連邦の環境規制となった「カリフォルニア効果」とも呼ばれた現象である(たとえば Vogel 1995)。

国際的には、2000年代に入ってから、廃車指令(2000年)⁽⁸⁾、電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令(2003年、RoHS指令)など欧州連合(European Union: EU)が漸進的に導入した製品における重金属使用規制に同様の手法がみられる。日本をはじめ多くの国の事業者が、約5億人を抱えるEU市場へのアクセスが失われるのを危惧して、自国でかかる規制が導入されていなくても自発的にEU規制に従った製品生産に切り替えた。気候変動関連分野においても電気機器の省エネ基準について同様の手法がとられている⁽⁹⁾。

さらにEUは、2013年以降のEU域内の排出枠取引制度のなかで、カーボン・リーケージが生じる場合のエネルギー集約産業を支援する措置の一つとして、(1)無償での排出枠割当、(2)産業部門に関する国際的合意(たとえば鉄鋼部門での統一の炭素集約度目標などの合意)の締結と並んで、(3)リーケージの著しい危険にさらされている産業部門の製品の輸入者を排出枠取引制度のなかに組み込む措置をとる可能性を予定している⁽¹⁰⁾。それに先駆けて、2012年1月1日からは、EU域内の空港に発着するすべての航空事業者に対して、歴史的排出量(2004~2006年の年平均排出量)を基に排出枠を割り当て、EUの排出枠取引制度のもとに組み込むことを決定した⁽¹¹⁾。EU域外の第三国

の事業者についても、当該第三国と協議ののち、適用が除外される可能性はあるものの、原則として適用される（高村 2012b, 10-13）。こうした国境調整措置は、域内の事業者と域外第三国の事業者との競争条件を排出枠取引制度の導入によって歪めることを回避することにより、取引制度導入の政治的受容性を高めることをめざしている。他方で、適切な排出削減策がとられない外国産品の輸入については、排出枠を提出させることで、域外に EU 水準の排出削減策をとらせようとする「規制の普及」の手法の一つとってよい。

2. 気候変動交渉における貿易制限措置

こうした国境調整措置は、気候変動交渉においては、排出削減策による経済的、社会的影響への対処に関する議題のもとで取り扱われ、その是非が争点の一つとなっている（UNFCCC 2011a）。すでにコペンハーゲン会議前より、先進国がとる一方的な貿易制限措置は、気候変動枠組条約第3条5項に反し、かかる一方的措置を明示的に禁止する合意を、次期国際枠組みに盛り込むべきであると途上国は主張している¹²⁾。気候変動枠組条約第3条5項は、関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）第20条の柱書きの文言に準じ、協力的かつ開放的な国際経済体制の確立に向けて締約国が協力すべきであるとしつつ、「気候変動に対処するためにとられる措置（一方的なものを含む。）は、国際貿易における恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるべきではない」と定めるにとどまっている。貿易制限の効果をもつ措置について新たなルール、制限を設けるか否かも、2020年以降の新しい法的文書交渉の争点の一つとなろう。

3. 国境調整措置の WTO 法適合性と気候変動の国際制度

気候変動の文脈でとられる国境調整措置は、多数国間合意が困難な際に、世界全体の排出削減水準を強化するうえでの有効な手段だが、WTO 法との

適合性¹³が問題となり得る。従来、環境保護目的でとられる措置のWTO法適合性が問題となる場合、最も主要な争点となってきたのはGATT第20条柱書きである。その、より具体的な判断基準は、米国エビ輸入制限事件¹⁴上級委員会報告(1998年)をはじめとする先例でいくつか示されている。ただし、これらの判断基準の相互関係——たとえば、柱書きに適合するためにはそのすべてを満たさなければならないのか——や、それ以外の基準があり得るのかなどは必ずしも明らかではない。

まず、第20条柱書きとの関係で問題となるのは、輸出国の条件に照らして問題の措置の適切さが考慮されているかどうか、輸出国での条件に照らした適切さを検討することなく、自国の措置と本質的に同一の措置を採用するという、単一に厳格な条件を課していないか、ということである¹⁵。米国エビ輸入制限事件上級委員会報告は、「差別待遇は、同じ条件の下にある国が異なるように取り扱われる場合だけではなく、問題の措置の適用が、これらの輸出国における条件に照らして規制計画が適切かという検討を考慮に入れていない場合にも生じる」(傍点は筆者)とした(WTO, Appellate Body 1998)。他方で、米国エビ輸入制限事件実施審査上級委員会報告(2001年)は、自国の措置と効果において同等な措置について、こうした措置適用に十分な柔軟性を認めているので、こうした措置をとらない国からの米国によるエビの輸入制限は「任意の若しくは正当と認められない差別」ではない、とした(WTO, Appellate Body 2001)。

また、一方的な国境調整措置以外の方法で、正当な政策目標を担保する代替的な措置が合理的に可能であれば、その行動がとられなければならない(WTO, Appellate Body 1998)。WTO設立協定、貿易と環境に関する閣僚会議決定、アジェンダ21、リオ宣言(とりわけ原則12)、生物多様性条約などの文書が、環境保護と持続可能な開発の達成のために多数国間での調和された、協力的な努力の必要性を承認しているにもかかわらず、米国は、ほかの加盟国からのエビの輸入禁止を実施する前に、ウミガメを保護する国際協定の締結の交渉にその他の加盟国を参加させることができず、輸入禁止措置の実施前

に、米国がその他諸国と同様の協定を交渉する真摯な努力を行ったことを示していないことは、差別的であり正当と認められないとした（WTO, Appellate Body 1998）。さらに、措置の公表や事前通告などを含め、措置の実施における基本的な公平性とデュー・プロセス（適正手続）⁶⁶が尊重されているか⁶⁷も判断の指標となる。

こうした先例をふまえると、当該措置が第20条柱書きに適合するか否かについて、とくに気候変動の国際合意と関連して次の点を指摘できる。

第一に、米国エジ輸出制限事件において上級委員会が指向したように、加盟国間の多数国間合意による環境問題の解決を求める多数国間アプローチをWTO紛争解決機関がとるならば、気候変動問題に対処する多数国間の国際合意が締結された際には、その国際合意で約束した義務を果たす国に対して他国が国境調整措置を一方的にとった場合、その一方的措置が第20条柱書きに適合すると認められる余地は小さいと考えられる。現在の気候変動交渉の文脈では、カンクン合意をはじめ法的拘束力のないCOP決定に基づいて、途上国は自主的にその国に適切な排出削減行動（NAMA）を選択し、登録し、行動をとっている。法的拘束力のないCOP決定に基づいて途上国が対策をとっている場合、なおその対策が不十分だとして国境調整措置を適用できるのか、いかなる国境調整措置であれば多数国間合意が存在していてもGATT第20条の要件を満たすWTO法に適合する措置と判断されるのか。これらは、現在の気候変動交渉の文脈において国境調整措置のWTO法適合性をめぐる争点の一つとなる。

第二に、前述のように、国境調整措置をとる国が、途上国それぞれの条件や国際的義務に照らして、その措置の適切さを十分考慮したか否かということが、その措置がGATT第20条柱書きに適合するか否かの判断において重要な判断基準となる。気候変動枠組条約は、その第3条1項で、「締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に

対処すべきである」とし、つづく第3条2項が、「開発途上締約国（特に気候変動の悪影響を著しく受けやすいもの）及びこの条約によって過重又は異常な負担を負うこととなる締約国（特に開発途上締約国）の個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮が払われるべきである」として、先進国と途上国の間の能力と責任の差異を承認し、気候変動とその悪影響への対処について途上国のニーズと事情には先進国と異なる特別の考慮を求めている。この間、WTOの紛争解決機関は、条約の解釈にあたり、「当事国間の関係において適用される国際法の関連規則」を考慮するとの条約法条約第31条3項(c)に依拠しており、アジェンダ21、リオ宣言（とりわけ原則12）といった厳密には法的拘束力のある国際法の規則を表したものでないものや、米国が批准していない生物多様性条約を援用してきた。これらの先例に照らせば、第20条柱書きの適合性の判断にあたり、気候変動問題に関する普遍的な多数国間合意である気候変動枠組条約の規則を考慮し、気候変動枠組条約が要請する途上国のニーズや特別の事情への十分な考慮がなされたか否かをWTO紛争解決機関が検討する可能性は高い。すなわち、国境調整措置のWTO法適合性が争われ、WTOの紛争解決機関にかかった場合には、気候変動枠組条約や将来の国際合意の規定、あるいはそのもとでのCOPによる合意がWTO紛争解決機関により援用される可能性がある。すでに米国エド輸出制限事件の実施審査小委員会（パネル）報告（2001年）は、その結論で、国際協定締結に向けた協力を米国とマレーシアに要請するなかで、WTO法には規定がないにもかかわらず、リオ宣言原則7に定めるCBDRを考慮することをすでにうたっている（WTO, Panel 2001）ことに留意が必要である。このCBDRは、前述のように気候系を保護する責任の配分の指針となる原則の一つとして、気候変動枠組条約第3条1項の規定にも言及されている原則である。

4. グリーン成長と貿易レジーム

気候変動問題は、経済・産業の構造の転換なくして解決し得ない課題である。しかし、別の角度からみれば、気候変動問題の対処の過程で新たな経済・産業が創出され、技術の革新が生まれる可能性を秘めているともいえる。近年では、産業や技術のグリーン化を進めることによって経済成長を促す戦略——たとえば、経済開発協力機構（Organisation for Economic Cooperation and Development: OECD）による「グリーン成長」（green growth）——が世界的に提唱されている。2012年に開催された国連持続可能な開発会議（United Nations Conference on Sustainable Development: Rio + 20）における主要な議題の一つもグリーン成長であった。

長期的な低炭素社会・経済への移行という長期ビジョンに加え、化石燃料価格上昇の見通しは、化石燃料から炭素を排出しないエネルギーへの転換の動きを強めており、低炭素社会・経済の実現を可能にする技術や製品の市場（グリーン市場）の拡大を促している。国際エネルギー機関（International Energy Agency: IEA）によれば、再生可能エネルギーへの年間投資額は近年大幅に増えている。リーマン・ショックにより米国などでの投資は減ったが、中国における投資の増加がそれを相殺しており、中国、欧州、米国だけで投資額の80%を占める。再生可能エネルギー資産は2004年から2008年にかけて170億ドルから1260億ドルへと7倍に増えた。風力発電への投資が最も多く、つぎに太陽光である。風力発電用のタービンの生産では、欧米の企業のシェアが大きいが、中国の企業も大きく伸びている（植田ほか 2011, 234-236）。再生可能エネルギー促進の施策として、再生可能エネルギー固定価格買取制度（Feed-in Tariff: FIT）を含め、再生可能エネルギーへの一定の補助金の付与が世界的に拡大し、将来さらにその増大が見込まれている（IEA 2011, 530-535）。

こうした拡大するグリーン市場の獲得をめぐる、企業間の競争とともに、新興国を含む国家間での攻防はいつそう激しくなっている。先進国間、ある

いは、先進国と新興国、とりわけ中国との間で、その市場獲得をめぐり国際競争が生じており、貿易レジームに紛争が持ち込まれる事例が増加している。2010年10月15日、アメリカ合衆国通商代表部（Office of the United States Trade Representative: USTR）は、全米鉄鋼労働組合（United Steelworkers of America: USW）の請願¹⁸を受けて、1974年通商法セクション301（スーパー301）のもとで、グリーン技術の貿易と投資に悪影響を及ぼす中国政府の行為、政策と慣行について調査を開始した¹⁹。その結果、風力発電企業向け特別基金の交付対象の条件として、中国製部品の使用を義務づける中国の措置が貿易障壁に相当するとして、2010年12月22日、米国はWTOに中国との協議要請を行った²⁰。米国の試算では、中国は、2008年から総額で数百億円規模（670万～2250万ドル）の補助金を支出しており、これが米国産品の中国市場への参入を阻む、輸入代替補助金であることなどを申請の根拠としている。2011年6月7日、中国は米国が協議を要請した補助金プログラムを終了した²¹。くわえて、上記USTRの調査の過程で、中国は新規の風力発電事業承認の際に外国企業に対して、中国において大規模風力発電事業に設備を供給した経験があることを条件としていたが、中国国外での経験も認めることで中国と合意した。また、風力発電事業について事業者が借り入れを行う際に、中国製産品を利用した分に応じて利子補填と送電網への優先的アクセスを与える「Ride the Wind」プログラムなど二つの補助金プログラムについて、USWはWTO法に違反する補助金であると主張していたが、中国はこれらの補助金プログラムも廃止した²²。

同種の争いは、先進国間でも生じている。2010年9月13日、カナダ・オンタリオ州のグリーン・エネルギー法がWTO法に違反しているとして、日本が申立を行った²³。グリーン・エネルギー法は、オンタリオ州現地で生産される太陽光発電パネルなどの設備を購入する発電者に固定価格全量買取制度（FIT）での買取価格の優遇を定め、FITに連結して地元の雇用刺激をねらう規定をおいているが、それがWTOの補助金及び相殺措置に関する協定（補助金協定）に違反する国内産品優先使用補助金（ローカルコンテンツ補助金）

であり、内国民待遇違反であるとして申し立てたものである。2011年7月20日、日本の申立について小委員会が設置された。このカナダ・オンタリオ州のFITについては、EUも同年8月11日に申立を行った。こうした状況は、再生可能エネルギー市場だけではなく、省エネ製品をめぐっても生じている。日本のエコカー補助金について、その対象車種選定が、米国の輸入自動車特別取扱（Preferential Handling Procedure: PHP）制度や、米国環境保護庁（United States Environmental Protection Agency: EPA）燃費ラベルを補助金対象としていないことに対して米国から批判があり、PHP制度についてはエコカー補助金の対象となるよう扱いが変更された²⁴。

これらの事例は、グリーン成長戦略が、その促進策の設計によっては、WTO法など自由貿易レジームとの適合性が問題になり得ることを示している。しかし、より大局的には、新興国を含む各国において、グリーン市場がめざましい勢いで拡大しており、その獲得をめぐって諸国がしのぎを削っていることを示している。こうした拡大するグリーン市場をめぐる状況は、今後の国際的枠組み交渉のパラダイムを変えるかもしれない。オゾン層保護分野において、米国内企業がオゾン層破壊物質に代替する物質を先行的に開発したことによって、オゾン層保護により実効的な、厳しいフロン規制を米国政府が国際的に提唱し、条約・議定書交渉で主要な役割を果たすこととなった（たとえば、Benedick 1998）。1970～1980年代の西ドイツは、ECレベルでより厳格な環境規制が導入されることに、自国の環境技術の普及と利益を見だし、環境規制の強化を主張したといわれる（Johnson and Corcelle 1995）。こうした経験にみるように、新興国が、気候変動対策において十分に競争的な技術をもつに至るならば、国際的な対策の強化こそ市場拡大の好機と考え得るのではないか。こうした国際的な気候変動政策のパラダイム転換の契機を是らむ事象が、その背景で進行している。そして、自由貿易レジームとの関係がその進展の行く末、速度に影響を与える可能性がある。

おわりに

気候変動の国際制度は、中国など新興国の台頭に伴う国際的政治力学の変化と経済のグローバル化といった外生的要因によって変容を迫られている。2015年に合意し、2020年以降運用を開始する国際枠組みがその実効性を確保するには、こうした外生的要因による変容に十分対応するものでなければならぬ。国別に排出削減義務を割り当てるという従来のアプローチに代替する、あるいはそれを補完する仕掛けが必要となるだろう。

同時に、2020年までは温室効果ガスの排出削減の負担に国家間で差異があることを前提としたうえで、国境調整措置は、世界全体の排出削減水準を高めるために有効な措置である。しかし、WTO法などの自由貿易レジームとの適合性が問題となり得る。また、気候変動防止を経済戦略に組み込み、とくに先進国、新興国において、再生可能エネルギー拡大のための政策が進められているが、こうした「グリーン成長」戦略の一環としてとられる措置がWTO法適合性を欠くとして争われる事例が増えている。自由貿易レジームが低炭素社会に向けた経済・エネルギーの構造転換の妨げとなるのか、双方の規律を調整し、両立させる方策があるのか、いかにその調整と両立を実現するかという大きな課題を投げかけているといえる。

[注]

- (1) 京都メカニズムは、京都議定書により設置された制度で、附属書Iに掲げられる先進国と市場経済移行国（「附属書I国」という。）がその削減目標の達成のために、その国外から排出枠を獲得できる制度である。排出削減事業を行い、それによる削減分（の一部）の排出枠を獲得できる①共同実施と②クリーン開発メカニズム、そして、国外から排出枠を購入する③排出量取引からなる。①共同実施は附属書I国において、②クリーン開発メカニズムは非附属書I国（途上国）において事業が行われる。
- (2) Decision 1/CP.17, Establishment of an Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action (UNFCCC/COP 2012, 2-3).
- (3) Decision 2/CP.17, Outcome of the work of the Ad Hoc Working Group on Long-

term Cooperative Action under the Convention (UNFCCC/COP 2012, 4-54).

- (4) 1990年以降の国別排出量変化については、World Resources Institute, EarthTrends and Climate Analysis Indicators Tool (CAIT) Version 9.0. (<http://cait.wri.org/>) を参照。2008年の世界の二酸化炭素排出量（国別排出割合）については、http://www.jccca.org/chart/chart03_01.html を参照。
- (5) たとえば、Falkner Stephan, and Vogler (2010)。
- (6) カーボン・リーケージは、多様な経路で生じる。ある国が気候変動対策を強化、たとえば、炭素税を課税することによって化石燃料価格が上昇し、そのために企業が生産拠点を気候変動対策が緩やかな国に移転し、その結果、対策の強化によって削減される以上に、当該国外で排出量が増加するという形で生じる。また、気候変動対策の強化によって化石燃料の需要が減ることで化石燃料価格が下落し、それによって気候変動対策をとっていない国で化石燃料の使用が増加して排出量が増えるという形もあり得る (Metz et al. 2007, 665)。すべての国が等しい強度で気候変動対策を強化した場合には、対策強化にともない、各国において対策を求められる企業のコスト負担は増加するもののカーボン・リーケージは生じない。
- (7) たとえば、ICTSD (2009)。
- (8) Directive 2000/53/EC of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on End-of Life Vehicles.
- (9) その他の事例の分析などは、Kern, Jörgens, and Jänicke (2001) を参照。
- (10) Article 10b of Directive 2009/29/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 amending Directive 2003/87/EC so as to improve and extend the greenhouse gas emission allowance trading scheme of the Community. 米国も、成立の見通しは当面ないものの、議会に提出された排出枠取引制度の導入法案において同様の措置が盛り込まれていた。
- (11) Directive 2008/101/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 amending Directive 2003/87/EC so as to include aviation activities in the scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community.
- (12) たとえば、直近の中国、インド、産油国などからの意見として、UNFCCC (2011b, 2-3) がある。
- (13) 本章のこの部分の詳細は、高村 (2012a) に依拠している。その他の論点を含め、国境調整措置のWTO協定適合性の問題を検討したものとして、環境省国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会 (2010)、財務省環境と関税政策に関する研究会 (2010)、Pauwelyn (2007)、Veel (2009)、UNEP and ADAM (2009)、Hufbauer, Charnovitz, Kim (2009)、Dröge et al. (2009)、阿部 (2010) がある。
- (14) ウミガメの生命や健康を脅かすような方法で捕獲された、エビの輸入禁止を定める米国の措置がGATTに違反すると、インド、マレーシア、パキスタン、タイが申し立てた事件。1998年、小委員会は、米国の措置をGATT第11条の数量制限に当たるとしたうえで、GATT第20条 (b) のもとでも同条 (g) のもとでも例外として正当化し得ないとした。同年、上級委員会は、小委員

会の第20条の解釈を修正しつつも、GATT 第20条のもとでの正当化を認めなかった。

- (15) 法解釈の前提の問題として、当該外国製品の生産に伴う排出量を適切に計算できるか、輸入国の条件を考慮して伴わせるべき排出枠の算定が適切に行えるかという技術的課題がある。
- (16) デュー・プロセス (due process) とは、英米法に由来する原則で、何人も法の定める適正な手続 (due process) によるのでなければ、生命、自由、財産を奪われないという原則である。
- (17) 米国エビ輸出制限事件上級委員会報告は、輸出国の参加なしに一方的に措置がとられたこと、段階的に導入する期間や技術移転努力の水準についても国家間に差別待遇が生じていることなどの累積の結果を考慮し、待遇の違いを、正当と認められない差別待遇とした (WTO, Appellate Body 1998)。EC アスベスト事件小委員会報告 (2001年) では、「偽装された貿易制限」に当たるかどうかを、「措置が公表されているか」、「事前に通告されているか」、「その設計と仕組みから判断して本来の意図が貿易制限にないか」をその判断の指標にした (WTO, Panel 2000)。
- (18) United Steelworkers (USW) 2010年9月9日請願。請願の概要は以下参照。
(<http://assets.usw.org/releases/misc/section-301.pdf>)。
- (19) USTR 2010年10月15日付プレスリリース (<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2010/october/united-states-launches-section-301-investigation-c>)。
- (20) China - Measures concerning wind power equipment, DS419. (http://www.wto.org/english/bt/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds419_e.htm)。2011年1月12日にEUが、同年1月17日に日本が協議に加わることを要請した。
- (21) USTR 2011年6月7日付プレスリリース (<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2011/june/china-ends-wind-power-equipment-subsidies-challenged>)。
- (22) USTR 2010年12月22日付プレスリリース (<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2010/december/united-states-requests-wto-dispute-settlement-con>)。
- (23) Canada - Certain Measures Affecting the Renewable Energy Generation Sector, DS412. (http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds412_e.htm)。2010年9月24日に米国が、同年9月27日にEUが、協議に加わることを要請し、カナダが要請を受諾した。
- (24) 経済産業省「エコカー補助金制度における輸入車の扱いについて」2010年1月19日付 News Release (<http://www.meti.go.jp/press/20100119006/20100119006.pdf>)。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 阿部克則 2010. 「WTO による貿易規律と気候変動 排出量取引制度の国境調整措置と WTO 法」『国際問題』(592) 6月 38-50.
- 植田和弘・新澤秀則・高村ゆかり 2011. 「求められる新たな地球環境ガバナンス」岩田一政・浦田秀次郎編『新興国からの挑戦—揺らぐ世界経済システム—』日本経済新聞出版社 207-256.
- 亀山康子・高村ゆかり編 2011. 『気候変動と国際協調—京都議定書と多国間協調の行方—』慈学社出版.
- 環境省国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会 2010. 「国内排出量取引制度の法的課題について(第二次中間報告)」(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/other_actions/ir_100113.pdf).
- 久保田泉 2005. 「ブラジル提案」高村ゆかり・亀山康子編『地球温暖化交渉の行方—京都議定書第一約束期間後の国際制度設計を展望して—』大学図書 195-199.
- 経済産業省 2009. 『通商白書』経済産業省.
- 財務省環境と関税政策に関する研究会 2010. 「議論の整理」(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/enviroment_customs/report/ka220621s_2.pdf).
- 下田充ほか 2010. 「東アジアの環境負荷の相互依存—CO₂の帰属排出量・水と土地の間接使用量—」森晶寿編『東アジアの経済発展と環境政策』ミネルヴァ書房 40-57.
- 高村ゆかり 2010a. 「コペンハーゲン後の温暖化交渉の課題」『エコノミスト』1月19日号 46-49.
- 2010b. 「コペンハーゲン会議の評価とその後の温暖化交渉の課題」『環境と公害』39(4) Spring 46-50.
- 2012a. 「地球温暖化の国際枠組みの課題—グローバル経済, 炭素リーケージ, 国境調整措置—」有村俊秀・蓬田守弘・川瀬剛志編『地球温暖化対策と国際貿易—排出量取引と国境調整措置をめぐる経済学・法学的分析—』東京大学出版会 201-224.
- 2012b. 「EU の航空機二酸化炭素排出規制—『規制の普及』戦略とその国際法上の課題—」『法学セミナー』(693) 10月 10-13.
- 渡邊隆俊・下田充・藤川清史 2010. 「東アジアの国際分業構造—付加価値の究極的配分—」森晶寿編著『東アジアの経済発展と環境政策』ミネルヴァ書房 21-39.

<外国語文献>

- Benedick, Richard Elliot 1998. *Ozone Diplomacy: New Directions in Safeguarding the Planet*, Enlarged Edition, Cambridge: Harvard University Press.

- Bodansky, D., 1993. "The United Nations Framework Convention on Climate Change: A Commentary," *Yale Journal of International Law* 18 (2) Summer: 451–558.
- Dröge, Susanne et al. 2009. *Tackling Leakage in a World of Unequal Carbon Prices*, Cambridge: Climate Strategies.
- European Commission 2010. *Europe 2020: A Strategy for Smart, Sustainable and Inclusive Growth*, Brussels.
- Falkner, Robert, Hannes Stephan and John Vogler 2010. "International Climate Policy after Copenhagen: Towards a 'Building Blocks' Approach," *Global Policy* 1 (3) October: 252–262.
- G8 2009. G8 Leaders Declaration: Responsible Leadership for a Sustainable Future (http://www.g8italia2009.it/static/G8_Allegato/G8_Declaration_08_07_09_final.0.pdf).
- Garrett, Geoffrey 2010. "G2 in G20: China, the United States and the World after the Global Financial Crisis," *Global Policy* 1 (1) January: 29–39.
- Hufbauer, Gary Clyde, Steve Charnovitz and Jisun Kim 2009. *Global Warming and the World Trading System*, Washington DC: Peterson Institute for International Economics.
- ICTSD (International Centre for Trade and Sustainable Development) 2009. "Who Should Pay for Embedded Carbon?," *Bridges Review* 13 (1) (<http://ictsd.org/i/news/bridges/44150/>).
- International Energy Agency 2011. *World Energy Outlook 2011*, Paris: OECD/IEA.
- Johnson, Stanley P. and Guy Corcelle 1995. *The Environmental Policy of the European Communities*, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International.
- Kejun, Jiang, Aaron Cosbey and Deborah Murphy 2008. *Embedded Carbon in Traded Goods*, Winnipeg: International Institute for Sustainable Development.
- Kern, Kristine, Helge Jörgens and Martin Jänicke 2001. *The Diffusion of Environmental Policy Innovations: A Contribution to the Globalisation of Environmental Policy*, Berlin: Wissenschaftszentrum Berlin für Sozialforschung.
- Metz, Bert et al. 2007. *Climate Change 2007: Mitigation of Climate Change*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Pauwelyn, Joost 2007. *U.S. Federal Climate Policy and Competitiveness Concerns: The Limits and Options of International Trade Law*, Working Paper, Nicholas Institute for Environmental Policy Solutions, Durham: Duke University.
- Peters, Glen P. and Edgar G. Hertwich 2008. "CO₂ Embodied in International Trade with Implications for Global Climate Policy," *Environmental Science and Technology* 42 (5) January: 1401–1407.
- Sterk, Wolfgang et al. 2011. *On the Road Again: Progressive Countries Score a Realpolitik Victory in Durban While the Real Climate Continues to Heat Up*, Wuppertal: Wuppertal Institute for Climate, Environment and Energy.
- Swire, Peter 1996. "The Race to Laxity and the Race to Undesirability: Explaining Failure in Competition among Jurisdictions in Environmental Law," *Yale Law &*

- Policy Review* 14 (2) Symposium Issue 67–110.
- UNEP and ADAM 2009. *Climate and Trade Policies in a Post-2012 World*, Geneva: UNEP.
- UNEP 2011. *Bridging the Emission Gap*, Nairobi: UNEP.
- UNFCCC 2009. Draft protocol to the Convention presented by the Government of Tuvalu under Article 17 of the Convention, FCCC/CP/2009/4, 5 June.
- 2011a. Enhanced action on mitigation: Economic and social consequences of response measures, Note by the Facilitator: summary of issues presented at the informal consultations. Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention, Fourteenth session (second part), Bonn, 7–17 June 2011. (http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/facilitators_notes_for_web.pdf).
- 2011b. Submission by India, Argentina, China, Iran, the Arab Group (Algeria, Bahrain, Comoros, Djibouti, Egypt, Iraq, Jordan, Kuwait, Lebanon, Libya, Mauritania, Morocco, Oman, Qatar, Saudi Arabia, Somalia, Sudan, Syria, Tunisia, United Arab Emirates, Yemen and Palestine) and member States of the Organization of the Petroleum Exporting Countries (Algeria, Angola, Ecuador, Iran – Islamic Republic of –, Iraq, Kuwait, Libya, Nigeria, Qatar, Saudi Arabia, United Arab Emirates and Venezuela – Bolivarian Republic of –) on the economic and social consequences of response measures, FCCC/AWGLCA/2011/CRP.29, 5 October.
- UNFCCC/COP 2012. “Report of the Conference of the Parties on its seventeenth session, held in Durban from 28 November to 11 December 2011. Addendum. Part two: Action taken by the Conference of the Parties at its seventeenth session,” Conference of the Parties, Durban, FCCC/CP/2011/9/Add.1, 15 March.
- Veel, Paul-Erik 2009. “Carbon Tariffs and the WTO: An Evaluation of Feasible Policies,” *Journal of International Economic Law* 12 (3) September 749–800.
- Vogel, David 1995. *Trading up: Consumer and Environmental Regulation in a Global Economy*, Cambridge: Harvard University Press.
- WTO, Appellate Body 1998. United States - Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, Report of the Appellate Body, WT/DS58/AB/R, 12 October.
- 2001. United States-Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, Recourse to Article 21.5 by Malaysia, Report of the Appellate Body, WT/DS58/AB/RW, 22 October.
- WTO, Panel 2000. European Communities–Measures Affecting Asbestos and Asbestos-containing Products, Report of the Panel, WT/DS135/R, 18 September.
- 2001. United States - Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, Recourse to Article 21.5 by Malaysia, Report of the Panel, WT/DS58/RW, 15 June.
- Young, Oran R. 2010. *Institutional Dynamics*, Cambridge: The MIT Press.

